

薬 第 3 1 4 8 号

平成25年10月15日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

麻薬の管理・取扱いの徹底について（通知）

日頃は、健康医療行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、府内の医療機関に対する立入検査において、麻薬施用者免許を取得せずに麻薬の取扱いを行うなど不適正な事例がありました。

つきましては、医療機関における麻薬の管理・取扱いにおいて、下記の点を再確認するとともに、特に麻薬の免許確認を徹底していただきますよう、貴会会員に周知方よろしく申し上げます。

記

1. 医療機関内の薬局（薬剤部）、手術室、病棟等における麻薬の保管・管理を徹底すること。
2. 麻薬を施用する医師の麻薬施用者免許の取得状況を確認すること。
3. 麻薬処方せんは、必ず麻薬を施用する医師が記載すること。

大阪府健康医療部薬務課

麻薬毒劇物グループ 熊内、原田

TEL:06-6941-9078（直通）

FAX:06-6944-6701